

スーパーゴールド総合口座取引規定

OKB 大垣共立銀行

〈スーパーゴールド総合口座取引規定〉

1. (スーパーゴールド総合口座取引)

- (1) スーパーゴールド総合口座取引（以下「本取引」といいます。）とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める普通預金、定期預金、および当座貸越等を利用する取引をいいます。）に各種優遇サービス（基本サービスと選択サービスがあります。）を付加した取引をいい、契約者にはスーパーゴールド総合口座通帳（本通帳への切り替えが後日となる場合があります。また、無通帳型総合口座については取り扱いしません。）とスーパーゴールドカード（当社所定のキャッシュカード発行口座等については取り扱いしません。）を発行できます。
- (2) 本取引の契約者をスーパーゴールド会員といいます。
- (3) 本取引の開始時は、お客さまの申し込み（当社所定の書面を提出していただきます。ただし、ATMからの申し込みについては必要ありません。）を当社が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。

2. (口座管理手数料)

- (1) 本取引の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。
- (2) 口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として申込月の応当月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしにスーパーゴールド総合口座から自動引き落としとします。なお、引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。
- (3) 口座管理手数料はお客さまの申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれスーパーゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします（初年度分は不可）。
- (4) 口座管理手数料は申し込みの際に初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、スーパーゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記(2)のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします。
- (5) すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。
- (6) 口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。

3. (各種優遇サービス)

- (1) スーパーゴールド会員は以下の基本サービスを受けられます。
 - ① 「サンクスポイント優遇」
「サンクスポイント・プレゼント規定」により取り扱いします。
 - ② 「ATM利用手数料無料」
当社ATMにてスーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）・通帳または手のひら認証を利用した場合、当社ATM時間外利用手数料が無料となります。また、所定の提携ATMの場合も、ATM利用手数料が無料となります。なお、他行と共同で設置しているATMを利用する際には、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

③ 「当社本支店間振込手数料無料」

スーパーゴールド総合口座からの振込の場合、当社同一支店宛・本支店宛の振込手数料が無料となります。ただし、窓口での振込はスーパーゴールド総合口座通帳またはスーパーゴールドカードの呈示または手のひら認証情報の照合等により無料の対象とします（事業性の振込は対象外となります。）。なお、振込の申込受付時点でスーパーゴールド会員であることが必要ですが、自動送金サービスでの振込は、都度の振込日前日時点でスーパーゴールド会員であることが必要です。また、スーパーOKダイレクトでの振込では、スーパーゴールド総合口座がサービス口座となった日の翌日の振込申込受付分から無料となります。

④ 「通帳・カード再発行手数料無料」

スーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）および通帳は、故意による破損等を除き無料で再発行します。

⑤ 「米ドル外貨預金為替手数料キャッシュバック」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（C I F）番号の米ドル外貨預金取引（先物予約を伴う取引を除く。）につき、為替手数料を1ドルあたり50銭（1円未満切り上げ、1回あたりの上限は10,000円とします。）キャッシュバックします。キャッシュバックは約定日の3平日後にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバック対象となる取引が1ヵ月間（毎月1日から末日まで）に複数回行われた場合は、累計10,000円までを前記方法で入金します。また、外貨預金ATMサービス、およびスーパーOKダイレクト外貨預金サービス（以下両サービスを「当該サービス」といいます。）をご利用の場合は、為替手数料を1ドルあたり50銭から当該サービスでの1ドルあたりの為替手数料割引分を控除した金額（1円未満切り上げ、1回あたりの上限は10,000円とします。）をキャッシュバックします。

⑥ 「投資信託申込手数料キャッシュバック」

当社またはOKB証券株式会社との投資信託取引における指定預金口座が当社のスーパーゴールド総合口座の場合、申込手数料（消費税を含みます。当社のスーパーOKダイレクト投資信託サービスまたはOKB証券株式会社のオンライントレードをご利用の場合は、当該割引後の申込手数料となります。）の50%相当額（1円未満切り上げ、1回あたりの上限は10,000円とします。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは購入申込の場合約定日の3平日後に、募集申込の場合当該ファンドの設定日の3平日後にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバック対象となる取引が1ヵ月間（毎月1日から末日まで）に複数回行われた場合は、累計10,000円までを前記方法で入金します。また、キャッシュバック前に指定預金口座が変更された場合には、キャッシュバックを行いません。

⑦ 「ローン金利優遇」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（C I F）番号で新規に借り入れの当社所定のローンにつき、適用金利を通常比年1%優遇します。ただし、当社所定の金利引き下げ制度を除き他の金利引き下げ等との併用はできません。

⑧ 「決済用普通預金口座管理手数料無料」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（C I F）番号の決済用普通預金の口座管理手数料が無料となります。

⑨ 「『健康口座』会員サービス会費キャッシュバック」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（C I F）番号の健康口座取引につき、「健康口座」会員サービスの本人会費相当額（消費税を含みます。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは、「健康口座」会員サービス会費引き落とし日の翌月末日までに健康口座へ入金します。なお、キャッシュバックの前月末日時点（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）でスーパーゴールド総合口座の契約がない場合や「健康口座」会員サービス会費の引き落としが確認できない場合、健康口座残高が10万円未満の場合には、キャッシュバックを行いません。

(2) スーパーゴールド会員は以下の選択サービスをいずれか1つ利用できます。なお、選択したサービスの利用は次回指定日の末日まで変更できません。

① 「他行ATM利用手数料無料」

スーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）は、当社提携先金融機関等のATM利用手数料（消費税を含みます。提携手数料と時間外利用手数料を対象とします。）が月2回まで無料（口座単位で集計します。）となります。なお、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

② 「一般クレジットカード年会費キャッシュバック」

当社所定の一般クレジットカードにつき、本人会員カードで、かつクレジット決済口座がスーパーゴールド総合口座と同一お客さま（CIF）番号の場合、本人年会費相当額（消費税を含みます。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは指定のクレジットカードの有効期限に記載された月を基準に、その3ヵ月後の15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバックの前月末時点でスーパーゴールド総合口座の契約がない場合や当社が当該クレジットカードの引き落としを確認できない場合には、キャッシュバックを行いません（同年度の選択サービスは利用できなくなります。）。

(3) 優遇サービスを受ける際に必要な条件および優遇サービスの内容は変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとします。

(4) 優遇サービスの提供を当社の事情等で一時的に中断する場合があります。また、優遇サービスの取り扱いを中止することがあります。

4. (変 更)

口座管理手数料の支払方法を変更する場合は次回指定日の2平日前までに、また選択サービスを変更する場合は次回指定日の属する月の末日までに、それぞれ当社所定の書面を提出していただきます。

5. (解 約)

(1) 本取引を解約する場合は、当社所定の書面を提出していただきます。解約手続き後は各種優遇サービスを利用できません。

(2) 口座管理手数料を指定日の翌月15日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は本取引をいつでも解約できるものとします。この場合、当社は本取引を一般の総合口座取引に切り替えます。また、発行済のスーパーゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記3.に記載の各種優遇サービスは利用できません。

(3) 優遇サービスの不適切な利用が認められる場合、当社はお客さまに是正を求めます。お客さまがこの求めに応じなかったとき、当社は本取引を一般の総合口座に切り替えます。また、発行済のスーパーゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記3.に記載の各種優遇サービスは利用できません。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、＜大垣共立＞カード規定および各種優遇サービスに関連する諸規定により取り扱います。

7. (規定の変更)

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱います。

以 上